

～新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定について～

「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）は、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）に基づき政府が策定するものであり、概ね5年ごとに変更することとされています。

令和7年4月11日、令和6年に改正された基本法に基づく、初の基本計画が閣議決定されました。

新たな基本計画改正の趣旨とポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見植えた課題の整理を行い、基本法を改正（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。



1. 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から抜本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進

- サステナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減を図るため、産地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

## 2. 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

## 3. 食料システムの関係者の連携を通じた「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

## 4. 「食料システム全体で環境負荷低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン（仮称）」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

## 5. 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立ち上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

## その他. 国民理解の醸成

- 農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

農林水産省HP⇒<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/attach/pdf/250411-2.pdf>

## 関東農政局埼玉県拠点 令和7年度の地区担当者をご紹介します！

農林水産省関東農政局埼玉県拠点は、①農政を現場に伝える②現場の声を汲み上げる③現場と共に解決することを使命として日々活動しており、埼玉県の農政全般に関する総合窓口です。令和7年度の埼玉県拠点地方参事官室職員をご紹介します。



まつした 地方参事官  
(埼玉県担当)

### <ご挨拶>

- 本年4月に埼玉県拠点の地方参事官に着任しました松下直史（まつした なおふみ）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 私ども関東農政局埼玉県拠点では、農業者の方をはじめ、関係機関・団体の皆様に、農林水産省の政策や各種事業の情報を提供するとともに、ご意見・ご要望を伺い、ともに課題解決に取り組みたいと考えております。

そのために、皆様方との信頼関係構築に努力し、多様な事業の中からの適切な事業紹介、わかりやすいデータの提供、出前授業などの身近な説明などにも積極的に対応していきます。

地区担当職員も下図のとおり、東部・西部で配置しておりますので、ご要望・ご意見ありましたら、気兼ねなくお声がけください。

### 【西部地区担当】

せきぐち やすお  
関口 泰雄  
まつもと けんじ  
松本 堅二  
すがぬま ひさや  
菅沼 久也  
おざわ まさお  
小澤 正雄  
しまづ なみ  
島津 奈身  
いしづか としお  
石塚 利雄

### 【東部地区担当】

こが ひでとし  
古賀 豪紀  
かいづか やすし  
貝塚 康司  
おおの のりひろ  
大出 典宏  
たぐち あきら  
田口 明  
きたづめ たかお  
北爪 隆男  
おおしま こういち  
大島 晃一



0 15km  
1:134600

編集：関東農政局 埼玉県拠点

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館

TEL 048-740-5835

<関東農政局HP> <http://www.maff.go.jp/kanto/>